

会議録

会議の名称	令和6年度第1回弘前城跡整備指導委員会
開催年月日	令和6年8月28日(水)
開始・終了時刻	9時30分から11時25分まで
開催場所	弘前市緑の相談所 集会室
議長等の氏名	福井敏隆(前弘前市文化財審議委員長)
出席者	関根達人、瀧本壽史、麓和善、三上千春、森山修治
欠席者	千田嘉博、林康裕
事務局職員の職氏名	(弘前市都市整備部公園緑地課) 公園緑地課長兼弘前城整備活用推進室長・鳴海淳、弘前城整備活用推進室主幹・関剣太郎、同室主幹・横山幸男、同室主査・片山俊博、同室主査・福井流星、同室主査・石ヶ森沙貴子〔記録〕、同室主事・福尾莉菜
会議の議題	1.重要文化財保存活用計画について 2.二の丸東門・北の郭北門保存修理について 3.本丸排水工事について 4.その他
会議資料の名称	①令和6年度第1回弘前城跡整備指導委員会
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	<p>1. 重要文化財保存活用計画について (事務局) 【概要】 (1) 弘前城内に所在する重要文化財建造物9棟(天守、櫓3棟、城門5棟)における保存活用計画の作成について、概要を説明。 【詳細】 (1) 重要文化財保存活用計画の構成及び第1章「計画の概要」について ・弘前城跡重要文化財(建造物)保存活用計画は、城内に所在する重要文化財9棟の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や弘前市が自主的に保存・活用を行うことのできる範囲を明らかにし、文化庁及び青森県教育委員会との合意を形成し、保存と活用が円滑に促進されるこ</p>

	<p>とを目的としたもので、文化庁による「重要文化財（建造物）保存計画策定指針」に基づき策定する。策定期間は令和6～7年度とし、令和8年度に文化庁へ認定申請を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none">・構成は、第1章計画の概要、第2章保存管理計画、第3章環境保全計画、第4章防災計画、第5章活用計画、第6章保護に係る諸手続きからなる。・第2章の2保護の方針、第4章防災計画は専門性の高い内容であり、支援業務として業務委託を行う。・今回は、第1章について審議し、第2～6章については今後の委員会で審議を行う。・第1章は、第1節計画の作成、第2節文化財の名称等、第3節文化財の概要、第4節文化財保護の経緯、第5節保護の現状と課題、第6節計画の概要で構成。・第1節は、計画作成年月日、計画作成者を記載。第2節は重要文化財（建造物）の名称、構造及び形式、所有者等の氏名及び住所を記載。第3節は、文化財の構成、文化財の概要、文化財の価値を記載。第4節は、保存事業履歴、活用履歴を記載。第5節は、保存の現状と課題、活用の現状と課題を記載。第6節は、計画区域、計画の目的、基本方針、計画の概要を記載する。 <p>（委員会） 【概要】 (1) 重要文化財保存活用計画について了承。</p> <p>【詳細】 ・「弘前城跡重要文化財（建造物）保存活用計画策定スケジュール（暫定）」に、令和8年度の印刷製本時期について追記</p>
--	---

	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和8年6月に文化庁へ申請する予定であることを明記すること。・文化庁の担当調査官に、今後オブザーバーとして整備指導委員会に出席してもらうよう調整すること。・第1章第1節の計画作成者には、弘前市のほか、委託業者の名前も併記すること。同節文化財の概要には、法律が国宝保存法から文化財保護法に変遷したことも分かるような書きぶりとすること。・史料の判読できなかった文字については、後日確認すること。・官報告示にある「北ノ郭」「四の丸」という呼称が紛らわしいため、近世にどう呼ばれていたのか整理すること。・三の丸東門について、昭和12年(1937)時点で陸軍の所管であったために、他の8棟より重要文化財指定が遅れた経緯を明記すること。・二の丸辰巳櫓の修理履歴において、享保18～19年は、西暦1733～1734年であるため訂正すること。・各建造物における近世以降の修理履歴について典拠を明記すること。・天守・櫓と石垣は一連のものであるため、天守台・櫓台石垣の履歴についても追記すること。・建造物の活用履歴について、兵部省の所管になった時期並びにその後の所有者の変遷を明確にすること。・明治29年(1896)11月、天守が陸軍省から弘前市へ有償で払い下げたと記載されているが、別資料では昭和12年(1937)時点で天守の所有者が「伯爵 津軽義孝」となってお
--	--

り、矛盾しているため、これらに関する説明を追記すること。

- ・現在の天守内には物が多くいため、防災面では良くない。

2. 二の丸東門・北の郭北門保存修理について

(事務局)

【概要】

(1) 令和6～8年度に予定している二の丸東門及び北の郭北門の保存修理事業や修理履歴について説明。

【詳細】

(1) 二の丸東門及び北の郭北門の保存修理事業について

- ・令和6年度を実施設計期間とし、令和7～8年度に各城門の保存修理を行う。令和7年の工事開始はさくらまつり後とする。

- ・なお、三の丸東門については、屋根の状態が良好であるため、現段階での葺き替えの必要性がないことから、令和9～10年度に漆喰壁塗直しと耐震補強のみを実施する予定。

- ・二の丸東門及び北の郭北門は現状維持修理とし、屋根葺き替えや漆喰壁塗直し、耐震補強などを行う。

- ・工事期間中は、外部仮設足場を組み、城門を養生シートで囲いながら施工する。現状通路部分は閉鎖せずに通行可能な状態とする。

- ・耐震補強では、文化庁の指針のうち「安全確保水準」(大地震振動時や風荷重時に建物が倒壊しない)を満たす耐震性能を持たせることとする。

(委員会)

	<p>【概要】</p> <p>(1) 二の丸東門・北の郭北門保存修理について了承。</p> <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">・城門の修理履歴に明和3年(1766)に発生した「明和津軽地震」後の修復と筋違い補強を追加すること。・令和8年の弘前さくらまつりの際は、令和3・4年に実施した二の丸南門・三の丸追手門保存修理の時と同様に、仮設足場に張るシートを城門外観の写真シートとし、景観維持に配慮してほしい。 <p>3. 本丸排水工事について (事務局)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 本丸排水工事の内容について説明。</p> <p>【詳細】</p> <p>(1) 本丸排水工事について</p> <ul style="list-style-type: none">・令和4年8月の大雨により、本丸東面石垣積直し工事現場の西側法面が崩落した。調査の結果、現状の本丸排水設備では近年の大雨を処理しきれず、多量の雨水が地下へ浸透して盛土内部の水圧が高まったこと、本丸内部の地下水位が上昇したために基盤層となる地山が軟弱化し、水分を含んだ盛土の荷重を支えきれなかったこと等の崩落原因が推測された。・令和4年第1回石垣修理委員会では追加の湧水対策について審議し、本丸の遮水対策と排水設備の更新を検討するよう指導を受けた。続く第2回石垣修理委員会では「遮水対策を考慮した石垣天端と本丸平場の仕上げ方法」について審
--	--

	<p>議した結果、園路を舗装して緑地帯を芝生とし、遮水対策として盛土直下に粘土を用いた止水層を設ける基本方針が決定したほか、園路側溝の長期的なメンテナンスを考慮するように指導を受けた。</p> <p>・令和5年度には実施設計を作成し、芝生部では上から芝生・発生土埋戻し層・導水層（水平排水シート）・止水層（粘性土）の断面構造として、止水層で遮断した地下水は園路側溝直下の縦断地下排水に流すこととした。また、園路部は遺構保護のため掘削せず、現在の地表面上に30～40cm程度の盛土を施し、上から自然石脱色舗装・路盤（再生碎石）・路盤補強材・盛土の断面構造とした。長期的なメンテナンスを考慮するように指導を受けた側溝については、既設の自然石L型側溝の掘方に収まる形で、土砂上げの容易な自由勾配側溝を採用し、その直下に縦断地下排水を設置することとした。排水吐口までの暗渠排水管ルートは原則として既設ルートを再利用するが、新たに設置する排水管・集水枡については新規盛土と既設の自然石L型側溝の掘方に収める形で埋設し、新規の掘削は行わないこととした。</p> <p>・工事は、おおよそ本丸平場全域で行う予定であるが、令和7～8年度に実施予定の天守曳戻し工事のルートと重複する部分については、園路舗装を令和9年度の本丸外構整備工事の中で行うこととする。</p> <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 本丸排水工事について了承。</p> <p>【詳細】</p>
--	--

・弘前城跡について洪水で被災する恐れはないか、弘前市のハザードマップで洪水の浸水域から外れているかどうか確認しておくこと。ハザードマップは数種類あるかもしれないのと、1,000年に一度の大震にも対応できるような視点でマップを選び出すこと。

4. その他

(事務局)

【概要】

(1) 二の丸未申櫓台石垣の現状について報告。

(2) 城内の整備状況について説明。

【詳細】

(1) 二の丸未申櫓台石垣の現状について

・令和4年11月に二の丸未申櫓台石垣の南西隅に歪みがあることを確認した。歪みは、昭和31年(1956)の保存修理竣工写真には認められず、それ以後に生じたものである。歪みの原因には、雨水等による土壌の土砂流出や地震による変形などが想定される。測量調査の結果、現状ではそれほど大きな変位ではなく、また、変位が進行している状況でもないことから、喫緊の崩落・倒壊の危険性は低いと考えられる。ただし、櫓台石垣南西隅の沈下の他に雨水による土壌の土砂流出も認められることから、文化庁・整備指導委員会の指導の下、石垣・盛土の養生と経過観察を実施している。

・未申櫓台石垣について、いつ頃から南西隅の変形が起こり始めたのかを確認するため、過去の文化財パトロールカードを調査した。平成14年度のパトロールカードが、櫓台石垣の変形を示す最も古い記録となる。櫓台石垣南西隅の天

	<p>端石と2石目の隙間が開いており、天端石は北隣りの石よりも後方に引っ込んでいる。平成14年度以降、同15年度・22～26年度のパトロールカードが、櫓台石垣の変形を指摘している。</p> <ul style="list-style-type: none">未申櫓台石垣南西隅の写真を平成14年から時系列で並べると、変形は特に進行しておらず、平成14年の状態のまま現在に至っているものと思われる。櫓を囲っていた木柵の傾きと土砂の流出については、平成23～24・27～30年度、令和元～2年度に指摘がある。特に櫓台南側での土砂の流出が顕著である。未申櫓台石垣の南側・西側斜面に打設されている土留めコンクリートのうち、西側斜面のものについて、昭和52年の写真を確認した。コンクリートの打設時期は不明であるが、昭和52年の時点ではまだ傾いておらず、土留めとして機能していたことが分かる。櫓台石垣・盛土の経過観察は、令和5年度より実施している。櫓台石垣ではクラックゲージを2箇所、クラックディスクを7箇所に設置。櫓台西側法面には、当初観測地点をグリッドピンで2箇所設けていたものの、令和5年11月8日の観測で人に踏まれて沈下したと思われる数値を確認したことから、プラスチック杭で観測地点を追加した。直近の数値を見ると、櫓台石垣では3地点で2～3mmの変位が認められるものの、他地点では2mm以内の変位で収まっている。櫓台西側法面でも、大きな変位は認められない。現在、未申櫓の保存修理のスケジュールは令和9年度に耐震診断、令和12年度に基本設計、令和15年度に実施設計、令和16年度に保存修理工事となっている。文化庁の担
--	---

	<p>当調査官からは、令和16年度までに櫓台石垣・土塁が崩壊する危険性もあるので、まずは建造物の耐震診断と土塁の安全性の検討を合わせて行う方法を探し、診断業務を前倒しで行うことができないか引き続き協議するよう指導を受けた。</p> <p>(2) 城内の整備状況について</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年度に予定している史跡整備・重要文化財保存修理業務は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">①亀甲橋 木部更新工事②北の郭北門 保存修理実施設計業務③本丸 排水対策工事④二の丸東門 保存修理実施設計業務⑤弘前城天守 曜戻し工事実施設計業務⑥杉の大橋 木部更新実施設計業務 <p>(委員会)</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 二の丸未申櫓台石垣の現状について了承。(2) 城内の整備状況について了承。 <p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 二の丸未申櫓台石垣の現状について <ul style="list-style-type: none">・クラックゲージが動いていないのなら、櫓台石垣は安定している。その一方で、櫓台石垣周りの土砂流出は放置できない問題である。櫓の保存修理工事に合わせて、櫓台石垣の載る土塁を根本的に修理する必要がある。 <ul style="list-style-type: none">・耐震診断を早めに実施すること。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・年始には、能登半島地震が発生している。弘前城跡でも、このような地震に備えた対策をしてほしい。 <p>(2) 城内の整備状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年伊予松山城で土砂災害が発生し、人的被害が出た。弘前城二の丸未申櫓の西側も急傾斜の崖となっているが、ここは「急傾斜地崩壊危険区域」に分類されているのか、「急傾斜地崩壊危険区域」を担当する部署はどこか、確認すること。 ・県と意思疎通を図り、弘前城跡で土砂災害が発生しないようにしてほしい。 <p>【結論】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 重要文化財保存活用計画について了承。 (2) 二の丸東門・北の郭北門保存修理について了承。 (3) 本丸排水工事について了承。 (4) 二の丸未申櫓台石垣の現状・城内の整備状況について了承。
その他必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開、非公開…公開 ・その他出席者 (青森県教育庁文化財保護課) 埋蔵文化財グループ総括主幹・浅田智晴 (弘前市教育委員会文化財課) 課長・石岡博之、埋蔵文化財係長・薦川貴祥